

町有地売却に伴う一般競争入札 (新麓住宅跡地・新田中学校テニスコート跡地) 実施要領

新富町では、町有地（普通財産）の売却を一般競争入札により実施します。入札に参加を希望される方は、本要領を熟読のうえ、内容を十分に理解し、適切に手続きを行ってください。

1 売却物件及び最低売払価格

物件番号	1	2
物 件 名	新麓住宅跡地	新田中学校テニスコート跡地
所 在 地	新富町大字新田字洗出7727番	新富町大字新田字洗出7737番 1
面 積	1, 960. 35m ²	1, 924. 75m ²
地 目	宅地	宅地
最低売払価格	9, 400, 000円	8, 350, 000円
そ の 他	都市計画区域外 位置図（別添①）、地籍図（別添②）、地籍測量図（別添③）	

2 売却条件

- (1) 売却物件は、現況有姿での引渡しとなります。売却物件に存在する工作物や樹木等は全て現状のままでの引き渡しとなります。
- (2) 物件番号1と物件番号2の間には、今回の売却対象外である町有地（排水路）が存在します。当該町有地の活用を希望される場合は、別途協議等が必要となります。

3 入札参加者に必要な資格

新富町内に住所を有する方、または本社・本店・支社及び営業所等を有する法人であれば参加できますが、次の各項目のいずれかに該当する方は参加できません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当し、現に町の入札参加資格がない者

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までの規定に該当する者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続、同法第17条第1項若しくは第2項の規定による更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第22条の規定による再生手続開始の申立てがなされている法人
- (4) 風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業の用に供しようとする者
- (5) 町税等の滞納がある者
- (6) 法第238条の3に規定する町の公有財産に関する事務に従事する本町の職員
- (7) その他町長が不適切と認めた者

4 契約条項を示す場所及び期間

場所：〒889-1493 新富町大字上富田 7491番地 新富町役場財政課

期間：令和7年12月8日（月）から令和8年6月5日（金）まで

午前9時から午後5時まで（但し、土日及び祝日を除く。）

5 入札参加申込み

入札に参加するには、次のとおり事前の申込手続が必要です。

（1）提出書類

ア 個人の場合

- ① 普通財産一般競争入札参加申込書
- ② 誓約書兼調査同意書
- ③ 住民票抄本
- ④ 印鑑登録証明書
- ⑤ （代理人等に業務を委任する場合）委任状

※ 共有により申込みをされる場合、②～④は全員分、⑤は代表者以外の全員分が必要になります。

イ 法人の場合

- ① 普通財産一般競争入札参加申込書
- ② 誓約書兼調査同意書
- ③ 法人印鑑証明書
- ④ 法人登記事項証明書
- ⑤ 役員一覧表
- ⑥ （代理人等に業務を委任する場合）委任状

- ※ 共有により申込みをされる場合、②～⑤は全法人分、⑥は代表法人以外の全法人分が必要になります。
- ※ 法人社員が法人代表者を代理する場合も⑥が必要になります。

【様式】

- 普通財産一般競争入札参加申込書（別添④）
- 誓約書兼調査同意書（別添⑤）
- 役員一覧表（別添⑥）
- 委任状（別添⑦）

（2）申込方法

令和7年12月8日（月）午前9時から令和8年6月5日（金）午後5時まで（必着）に、郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）又は持参により、新富町役場財政課に提出してください。

申込み先：〒889-1493 新富町大字上富田 7491番地 新富町役場財政課

6 入札の日時及び場所

令和8年7月を予定していますが、申込期間終了後、個別にご連絡します。なお、郵便による入札、電話による入札は不可とします。

7 入札から落札まで

（1）入札時に持参するもの

- ① 入札保証金
(入札金額の100分の5以上の額の現金又は銀行保証小切手)

※事前に現金の納入を希望される場合は、個別にご相談ください。

- ② 印鑑
※印鑑登録証明書・法人印鑑証明書と同じ印鑑をご持参ください。
代理人の場合は、申込の際に提出した代理人使用印と同じ印鑑をご持参ください。

入札書は当日会場にて配布します。

（2）入札時の注意点

入札当日は、入札予定時間の10分前までに入札控室へお越しください。
時間に遅れた場合は参加できませんのでご注意ください。

次に該当する場合は無効となりますので御注意ください。

- ① 入札保証金を納めない場合や金額が不足している場合
- ② 一人で二通以上の入札をした場合

- ③ 二人以上の人から委任を受けた人が入札をした場合
- ④ 入札書に書かれた金額、氏名、印影、重要な文字が誤脱していたり、不明な場合
- ⑤ 入札書に書いた金額を訂正した場合
- ⑥ 連合その他不正行為のあった場合
- ⑦ 入札参加資格がない場合

(3) 落札者の決定方法

参加者全員が入札後、その場で入札書を確認し、口頭で落札者を発表します。

新富町で定めた予定価格（最低売扱価格）に達しなければ、落札とはなりません。

予定価格（最低売扱価格）を超える価格をつけた方が複数の場合は、最高値をつけた方が落札者となります。ただし、落札者となる同価格の入札者が複数のときは、直ちにくじによって落札者を決定します。

8 売買代金等

(1) 入札保証金

入札する際に納めていただく保証金

① 金額

入札される（入札書に記載される）金額の 100 分の 5 以上（1 円未満切り上げ）

② 納入時期

入札当日の入札開始前まで

③ 納入方法

現金又は銀行保証小切手（ただし、宮崎県内に所在する手形交換所加盟店が振出し、かつ振出日から 5 日以内のものに限ります。）を入札時に持参してください。

④ 納入後の取扱い

落札者の入札保証金は、落札者が契約保証金を納入し、売買契約を締結した後に返還します。ただし、落札者の申出により、契約保証金に充当することができます。それ以外の方の入札保証金は、落札者決定後に返還します。なお、返還の際に、利息は付けません。

(2) 契約保証金

落札された場合、契約の際に納めていただく保証金

① 金額

契約金額の 100 分の 10 以上（入札保証金を充当した場合は、実際の納付額は契約保証金額から入札保証金額を控除した額となります。）

② 納入時期

契約時まで（落札日の翌日から起算して 7 日以内）

③ 納入方法

新富町が発行する納入通知書により、指定された金融機関に納入してください。

④ 納入後の取扱い

売買代金に充当します。

⑤ 注意事項

落札されても契約保証金を納めていただけない場合は契約できません。

(3) 売買代金

① 金額

落札金額（契約保証金が充当されるため、実際の納付額は売買代金から契約保証金額を控除した額となります。）

② 納入時期

契約締結の日から起算して 30 日以内

③ 納入方法

新富町が発行する納入通知書により、指定された金融機関に納入してください。

④ 注意事項

売買代金を期限までに納入しなかった場合、契約保証金は返還しません。

(4) 売買代金以外の必要経費

売買契約書に貼付する収入印紙代（印紙税）、売買物件の所有権移転登記に要する登録免許税、その他契約に必要な全ての費用は、落札者の負担となります。

9 その他

本公告に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、新富町財務規則、新富町普通財産の売払いに関する事務取扱ガイドライン等に定めるところによります。

契約書において、公法上の規制等のほか、契約締結の日から起算して 10 年間、売買物件を公序良俗に反する使用等に供することを禁止しています。

この義務に違反した場合、売買代金の 100 分の 30 に相当する金額を違約金として新富町に支払わなければなりません。

なお、契約書には印紙税法の定めにより、売買金額に応じて印紙税が必要となります。

<参考>不動産の売買に関する契約書の印紙税額（一通又は1冊につき）

契約金額	印紙税額
500万円を超える1,000万円以下のもの	5,000円
1,000万円を超える5,000万円以下のもの	10,000円
以下省略	

<問い合わせ先>

入札、物件に対する御質問がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

〒889-1493 新富町大字上富田 7491番地 新富町役場2階 財政課

電話番号 0983-33-6011